

## 子育て支援センター業務一覧（令和2年4月1日時点）

※指定管理者等に行わせることができない業務（行政財産の貸付等）は除いています。

名称	内容
子育て支援センター受付業務	来館者受付や貸し出しなどの各種受付業務
親子の遊びと交流の場の提供	親子の遊び場及び親同士の自由な交流の場を提供し、適宜利用者への声かけ・助言・指導を行い、必要に応じて利用者同士が交流を図れるように促す。
育児不安等子育てに関する相談指導	来所者が気軽に相談できる環境づくりに留意し、適切な相談受付体制の構築に努め、保健相談、専門的相談、並びにそれらに関する助言、指導について、来所、電話などによる事前予約制の相談指導の他、センター内で提供する交流・遊びスペースでの随時の相談やメールでの相談回答など、来所者等のニーズにあった手法により効果的に実施する。
子育てに関する講座等の開催	乳幼児の地域社会での健やかな育ちを促進するほか、子育て家庭を支援するため、子育てに関する様々な教室、講座、講演会、催しなどを企画し定期的に開催すること。
子育てサークルの支援	地域全体での子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、子育てサークルに効果的な活動ができるよう、センターの施設の管理を妨げない範囲において、活動の場の提供や活動内容の支援に努める。また、必要に応じて市役所関係課と連携し、情報提供や周知等を行う。
各種交流事業および地域支援	市内の公共施設、団体の子育て事業等への支援として職員を派遣する。 市内で子育て支援を行っている団体の活動を視察・見学して、協力体制を検討する。また、地域のボランティア等との交流を図る。
行事活動の実施	季節行事、伝承遊び、世代間交流等の事業を実施する。
読書活動の推進	子どもの読書活動推進計画に基づき、月1回以上読み聞かせやおはなし会などを実施する。
食育活動の促進	子ども・親子向けの食育事業の実施。
子育て情報等の提供	子どもや子育て家庭の健康、栄養、食育、事故等、子育てに関する情報を広く収集し、書籍、雑誌、子育て情報紙の閲覧を行うほか、各事業のチラシ、子育てに関する情報紙を定期的に作成・配布するなど、情報コーナーを整備するほか、ウェブ上での情報提供も実施する。
地域子育て支援拠点事業	厚生労働省が本市に対する補助金の対象としている地域子育て支援拠点事業(一般型)を実施する。
利用者支援事業	厚生労働省が本市に対する補助金の対象としている利用者支援事業(基本型)を実施する。
虐待防止および虐待予防	船橋市関係機関（児童ホーム、保健センター、地域保健課（子育て世帯包括支援センター）、家庭児童相談室、市川児童相談所）等と連携し、虐待防止および虐待予防に努める
子育て支援センター施設維持管理業務	子育て支援センター設備の保守点検など、施設の維持管理を行う。
施設内清掃、玩具等消毒作業	館内の清掃業務、使用後の玩具消毒業務を行う。